

## 第15号議案

### 平成29年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	136,756,375 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(3) 1日平均給水量	374,675 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(4) 建設改良費	
県南広域水道事業	5,843,939千円
鹿行広域水道事業	503,590千円
県西広域水道事業	2,238,964千円
県中央広域水道事業	1,116,631千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	19,372,232千円
第1項 営業収益	17,057,443千円
第2項 営業外収益	2,314,789千円
支 出	
第1款 事業費用	18,615,630千円
第1項 営業費用	17,506,507千円
第2項 営業外費用	1,096,723千円
第3項 特別損失	400千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,272,486千円は、過年度分損益勘定留保資金7,805,180千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額467,306千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,689,614千円
第1項 国庫補助金	706,586千円
第2項 企業債	2,948,700千円
第3項 出資金	546,000千円
第4項 他会計補助金	263,829千円
第5項 長期借入金	224,499千円

支 出

第1款 資本的支出	12,962,100千円
第1項 建設改良費	9,703,124千円
第2項 資産購入費	99,497千円
第3項 償還金	3,159,479千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南広域水道建設事業工事請負契約	平成30年度	487,057 <sup>千円</sup>
県南広域水道建設事業工事請負契約	自平成30年度 至平成31年度	3,336,563
県西広域水道建設事業工事請負契約	平成30年度	686,024
県南広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成30年度	133,856
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成30年度	84,316
県西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成30年度	63,461
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成30年度	66,356

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	2,948,700 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |            |           |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 970,431千円 |
| (2) 交際費    | 470千円     |
- (他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、468,812千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、775,000千円と定める。

平成29年2月27日提出

茨城県知事 橋 本 昌